

11カ月のEU離脱 (Brexit)移行期間 における欧州再編

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

確実となったEU離脱

1月29日、欧州議会はEU離脱協定を批准し、2020年1月31日に英国がEUを離脱することを確認しました。これはEU離脱プロセスの最終的な法的ステップであり、英国時間の1月31日午後11時、英国はEU離脱を完了しました。この日から、英国は2020年12月31日までの移行期間に入り、この間はEUの規則および法律を順守する義務を完全に負っています。移行期間の延長を選択する場合には、2020年6月30日までに合意する必要があります。

日本の多国籍企業への影響

英国およびEUで事業を展開する日本企業に対するEU離脱の影響は広範囲であり、多くの企業がすでに地域のサプライチェーン、法的構造または規制関連業務のリスクを軽減するよう行動しています。しかし、EU離脱手続きの不確実性のために行動を控えている企業もあります。また構造的な問題を特定しても、「ハードブレグジット」(英国が欧州の単独市場へのアクセスを失う形でEUから離脱すること)までに必要な手順を完了することができるか不確実なため、これらに対応していない企業もあります。これらの企業にとって、今から11カ月の「移行期間」が行動するための猶予期間となります。

規制、ビジネス、構造の一般的な問題

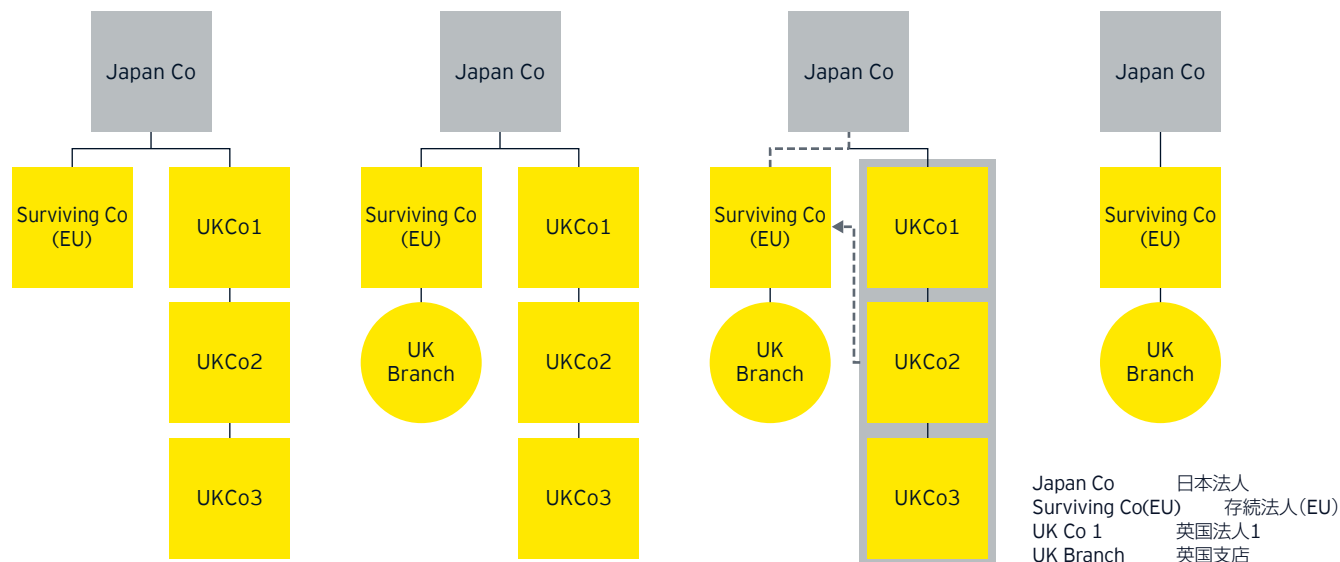
EU離脱は事業運営や構造、または税の非効率をもたらす可能性があり、問題は各企業のセクター、サプライチェーンおよび企業構造により様々です。以下は日本の多国籍企業が直面するであろう一般的な問題であり、11カ月の移行期間を利用してこれらの問題を改善したいと考える企業もあると思われます。

- ▶ 古い租税条約を締結している国(イタリア、ドイツなど)から英国持ち株会社への支払いに対する源泉税の非効率性が生じるグループ
- ▶ EU規制資産を有する特定の業界グループで、これらをEUで設立された会社に移転しなければならない場合
- ▶ EU域内で規制された機能を果たさなければならない特定の企業を有する業界グループ
- ▶ EUブランドに依存しているグループ、またはEUに焦点を当てたビジネスを展開したいグループ
- ▶ EU離脱後、英国とEU市場との間で事業を分割したいグループ
- ▶ 今後のEU投資支援プログラムにおける研究開発など、特定の活動をEUでの資金調達に依存しているグループ
- ▶ サプライチェーンを変更する必要がある、このサプライチェーンのEU側管理をEU法人がしなければならないグループ
- ▶ EU離脱にもかかわらず英国で事業の設立を希望するグループ

これらのグループが目標とするストラクチャーを構築するためには様々な再編方法がありますが、2019年においては、特に日本の企業グループによる国境を越えた合併が増加しました。その理由の一つには、国税庁と関連する税務当局によって、EUにおける国境を越えた合併が日本の税務上、適格合併として扱うことができると認められたことがあります。これは日本で課税されることなく合併取引を完了することができることを意味しており、この事実は、現在下記国税庁のWebサイトで事前照会事例として掲載されています。

<https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/bunshokaito/hojin/190218/index.htm>

この事例で述べられているように、日本の法人税法に基づく適格合併は、EUにおける「合併」が日本の税法に基づく「合併」に類似しているという前提に基づいています。当該「合併」が日本の税法上の合併とみなされるか否かを判断するためには、その「合併」の法的特性および各国で行われる「合併」の法的実態を検討し、これを日本の税法に基づく合併と比較する必要があります。



EUにおける合併

EUにおける合併の事実関係は様々ですが、EUの兄弟会社が英国子会社を合併する簡単な例を示します。この場合、親会社と子会社の合併、及び英国の会社と合併させることも可能です。EU合併指令では、課税を生じさせることなく異なるEU加盟国の企業同士が合併することも可能ですが、そのためには合併法人の税務上の観点として、被合併法人から吸収される事業を引き継ぐ英国支店が合併後も存続することが重要です。

英国企業と、英国以外のEUまたはEEAの国地域(ベルギー、ドイツ、ルクセンブルク、オランダなど)で設立された企業との国境を越えた合併に関して、英国企業(国境を越えた合併) 実施規則2007で設けられた枠組みはそのまま有効ですが、英国政府は、国境を越えた合併法を移行期間の終了時点で廃止する法律をすでに可決しましたので、これにより、行動の必要性がより一層緊急になっています。

国境を越えた合併では、合併する企業の所在地国それぞれで並行したプロセスを実行する必要があります。加盟国間には

かなりの共通点がありますが、遡及効、会計サポート資料の準備、待機期間、債権者の権利や承認プロセスそのものなど様々な分野で違いがみられます。労働法の問題もまた早急に検討する必要があります。国境を越えた合併には、それぞれの国地域で合併プロセスを管理するためのカスタマイズされたアプローチと複合的なプロジェクト策定が必要です。

次のステップ

猶予期間が限られていることを考えると、企業グループはEU離脱の影響および構造上の問題に関する対応策を早急に分析しなければなりません。そして資産、従業員または保有株式をEU企業に移転することが必要となります。国境を越えた合併はその目的を税効率高く達成できる限定的な手段の一つとなります。合併を2020年12月31日までに完了させるという現実的なチャンスを失わないためには、6月末までには分析を完了、計画立案を行い、合併の決断をする必要があります。また、合併により課税が生じないことを確実にするために、関連する税務当局から事前の確認を得ることを検討する必要があります。

なお、こうしたリストラクチャリングを行うことによって、グループ内の企業数、税務登録、申告等のコンプライアンス、特定企業の税務調査リスクなどの削減や、企業統治や資金調達の簡素化など、副次的なベネフィットがもたらされる可能性もあります。

EYには、このような合併を法務および税務の観点から実行した実績のあるチームがいます。柔軟かつ効率的な方法で貴社と第1フェーズの分析を開始し、EU離脱に際して日本の企業グループのリスク軽減に必要なステップを進めていくことが可能です。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

野本 誠	パートナー	makoto.nomoto@jp.ey.com
ヨアヒム・ストブズ	パートナー	joachim.stobbs@jp.ey.com
関谷 浩一	パートナー	koichi.sekiya@jp.ey.com
原口 太一	アソシエートパートナー	taichi.haraguchi@jp.ey.com
米村 智恵子	アソシエートパートナー	chieko.yonemura@jp.ey.com
クレア・ブル	シニアマネージャー	clare.bull@jp.ey.com
ジョンソン・シェパード	アシスタントマネージャー	jonathon.shepherd@jp.ey.com

EY弁護士法人

マイケル・ブロック	アソシエートパートナー	michael.brock@jp.ey.com
竹原昌利	マネージャー	masatoshi.takehara@jp.ey.com

EY英国

サラ・ホームズ	アソシエートパートナー	sarah.holmes@jp.ey.com
---------	-------------	------------------------

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊社では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@Japan_EY

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200213

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp